

議案第七十号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年九月二十五日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

「企画課

総務課

税務課

町民課

農林課

建設課

観光商工課

「総務課

財務課

企画観光課

町民課

農林課

建設課

を

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年十月一日から施行する。